

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB、特約条項付の負債の分類に関する IAS 第 1 号の修正を公表する

目次

背景

2022 年修正

2020 年修正

経過措置および発効日

さらなる情報

本 iGAAP in Focus は、2022 年 10 月に国際会計基準審議会（IASB）によって公表された「特約条項付の非流動負債」というタイトルの IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正（2022 年修正）について解説するものである。

- IASB は、企業が報告期間以前に遵守しなければならない特約条項のみが、対応する負債の流動または非流動への分類に影響を与えるべきであることを規定するよう、IAS 第 1 号を修正する。
- 企業は、特約条項付の非流動負債が 12 か月以内に支払いを要することとなるリスクを財務諸表の利用者が理解することを可能にする情報を開示することが要求される。
- 本修正は、（IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用して）遡及的に適用し、2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。
- 本修正は、2020 年 1 月に公表された「負債の流動または非流動への分類」というタイトルの IAS 第 1 号の修正（2020 年修正）の発効日を、2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に 1 年延期する。

背景

2020 年、IASB は「負債の流動または非流動への分類」というタイトルの IAS 第 1 号の修正を公表した。2020 年修正では、特に、IASB は、負債の流動または非流動への分類が報告期間の末日に存在する権利に基づくことを明確化した。

2020 年修正は、負債の決済を延期する権利が、報告期間後 12 か月以内に特定の条件（本修正では「特約条項（コベナンツ）」と呼ばれる）に遵守することが条件である場合に、当該権利があるかどうかを企業がどのように評価するかを規定した。利害関係者はその後、そのような特約条項への 2020 年修正の適用の結果について懸念を示した。IASB は、当該利害関係者の懸念に対処することを決定した。

詳細については、以下のウェブサイト
を参照してください。

www.iasplus.com
www.deloitte.com
www.deloitte.com/jp/ifrs

2022 年修正

2022 年修正は、企業が報告期間以前に遵守しなければならない特約条項のみが、負債の決済を報告日後少なくとも 12 か月にわたり延期する企業の権利に影響する（およびしたがって、負債の流動または非流動への分類の評価において検討しなければならない）ことを規定する。そのような特約条項の遵守が報告日より後にのみ評価される場合（例えば、報告日後にのみ遵守について評価される、報告日における企業の財政状態に基づく特約条項）であっても、当該特約条項は、当該権利が報告期間の末日に存在するかどうかに影響する。

IASB は、企業が報告日より後にのみ特約条項に遵守しなければならない場合、決済を延期する権利に影響しないことも規定している。しかし、企業の負債の決済を延期する権利が、報告期間後「12 か月以内」に企業が特約条項に遵守することが条件である場合、企業は、負債が 12 か月以内に支払いを要することとなるリスクを財務諸表の利用者が理解することを可能にする情報を開示する。これには、（特約条項の内容および企業が遵守することが要求される時期を含む）特約条項に関する情報、関連する負債の帳簿価額、および特約条項の遵守が困難となる可能性があることを示唆する事実と状況（もしあれば）が含まれることとなる。

見解

公開草案 ED/2020/4「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」は、売手である借手が、開始日現在の予想されるリース料の現在価値を使用してリースバックから生じる使用権資産およびリース負債を当初測定することを提案した。回答者は、当該提案に関する概念的および実務上の懸念を提起した。IASB は、したがって、リースバックから生じるリース負債に対する具体的な測定の要求事項を定めないことを決定した。2022 年修正に先立つ公開草案（ED）で IASB は、財政状態計算書において特約条項付の非流動負債を区分して表示すること要求することを提案した。本提案の主要な理由は、財務諸表利用者が、負債が 12 か月以内に返済を要するものとなる可能性があるという示唆がなく非流動に分類されることによって誤解することを避けるためであった。

しかし、ED に対するフィードバックは、財政状態計算書における当該負債の区分表示に代えて、非流動負債の条件が注記で説明される場合、財務諸表の利用者は誤解することはないことを示唆していた。したがって、IASB はこの提案を最終化しないことを決定した。

2020 年修正

リマインダーとして、直近の修正に影響されない 2020 年修正で導入された主要な変更点には、以下が含まれる。

- IAS 第 1 号 69 項および 73 項に、負債が非流動に分類されるためには、「報告期間の末日」に決済を延期する企業の権利が存在しなければならないという明確化が追加された。
- IASB は、負債が非流動となるかの評価は、企業が負債を決済する権利を有するかどうかを要求され、企業が当該権利を実行するかどうかは要求されないことを規定した。IAS 第 1 号 73 項の企業の見込みへの参照は削除され、分類は経営者の意図または見込みにより影響されないことを明示的に記述する新しい項が追加された。
- 「無条件」の用語を IAS 第 1 号 69 項から削除し、決済を延期する権利が特約条項を遵守することを条件としている場合に、当該条件が報告期間の末日で満たされている場合、たとえ融資者が後日まで遵守状況を検証しない場合であっても、当該権利が存在することを明確化する新しい項を追加した。
- 「決済」の用語の定義が追加され、「負債を流動又は非流動に分類する目的上、決済とは、相手方への移転であって負債の消滅を生じさせるものを指す。」ことが記述された。その移転は、現金、財およびサービスまたは企業自身の資本性金融商品である可能性がある。
- 相手方の転換オプションが流動または非流動の分類に影響する場合の状況が、明確化された。

経過措置および発効日

2022 年修正は、2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に、IAS 第 8 号に従って遡及的に適用される。2022 年修正の早期適用は認められる。企業が 2022 年修正を早期適用する場合、2020 年修正を早期適用することも要求される。

同時に、IASB は、2020 年修正の発効日を 2024 年 1 月 1 日に合わせている。2022 年修正公表後に 2020 年修正を適用する企業は、当該年度に 2022 年修正も適用することが要求される。

さらなる情報

特約条項付の負債の分類についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [Beyond the numbers](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人 および デロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および 関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに 関係法人 は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または 関係法人 の作為 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社 です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー および それらの関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバー フォーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバー フォーム および それらの関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001